

西尾会員の要領作成工数低減のため 西尾労働基準協会が変更できるようPPで提示するひな型です

新しい化学物質管理 実施要領

危険源が都度違う業種編
代表業種 建設、電気、ガス

〇〇株式会社

新たな化学物質管理

“新たな”とは、ばく露管理での規制 国はばく露限界値を提示 我々は限界値内とする管理を実施し 従業員の健康を守る

リスクアセスメント 対象物に係る 事業者の義務

法令施行日 2023年4月1日～ 当社は 取り扱い事業場

取り扱い事業場は

1. ばく露を最小限にすること
2. ばく露低減措置の意見徴収・記録作成・保存
3. 皮膚等障害化学物質への直接接触の防止 *2023.4.1～努力義務
4. リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存

やり方

化学物質を取り扱う作業は、その化学物質の危険性・有害性を、

- ①特定 商品→GHS表示有無→成分→「職場の安全サイト」を活用したCAS登録番号からのSDS検索 又はメーカーが提示するSDSで特定
- ②評価・記録 ばく露低減のための適切な取り扱いやルールを決めるためのリスクアセスメントを実施し 記録を残す
- ③処置 ばく露限界値内の処置 ②③評価ツール：クリエイトシンプル

西尾方針

危険源が都度変わる業界 & 化学物質/保護具着用管理者の現場常駐制約なし（下記参照）

👉 リスクアセスメントに大切な危険源（今回は化学物質）の全体網羅は難しい

なら予め 作業⇒危険源（使用物質）⇒評価/層別⇒数理的根拠の対策・・・の
パッケージ化に注力して ばく露管理を実施

Q1 工事現場への 化学物質管理者常駐 法的には？

A1 法的には 化学物質管理者配置とは謳われていない

職務は 計画された作業で使用される化学物質に対し予め評価、保護具を含む対応を決める

Q2 関連で・・・正しい着用の監督からすると 保護具着用管理責任者は、職場に常駐か？

A2 保護具着用管理責任者は、適切に職務が行える範囲で選任・配置する必要があり、

その職務は、次に掲げる事項の管理を行うことですので、常駐することまでを要求するものではないと解されます。（下記を実行する主体が保護具着用管理責任者でなくても可）

- (1) 作業環境、作業内容を把握し、適正な保護具を選択
- (2) 保護具の使用法、保守管理方法に関するマニュアルの作成
- (3) 保護具の使用、保守管理に関する教育の実施
- (4) 保護具に関する事項の記録の作成

“予め調べてパッケージ化”のフロー

ココが大切
①作業の棚卸し



②全体を知る
化学物質リスト

作業	商品名	GHS表示あったら	成分 = 化学物質調べ	CAS検索	SDSで詳細確認

③評価 SDSで取り扱いチェック
→リスクアセスメントへ

安全データシート

ジシクロヘキシルアミン

推奨用途及び使用上の制限 防錆剤・ゴム薬品・界面活性剤・染料原料

健康に対する有害性 急性毒性(経口) 区分3
急性毒性(経皮) 区分3
急性毒性(吸入:ガス) 分類対象外
急性毒性(吸入:蒸気) 分類できない
急性毒性(吸入:粉じん) 分類対象外
急性毒性(吸入:ミスト) 区分4
皮膚腐食性・刺激性 区分1
眼に対する重篤な損傷・眼刺激 区分1

リスクアセスメント
評価ツール

クリエイト
シンプル

- 呼吸用保護具(マスク)
例: 防塵マスク
- 手の保護具(グローブ)
例: 塩化ビニル製, ニトリル製
- 眼の保護具(ゴーグル)
例: 眼鏡型, 密閉型
- 皮膚及び身体の保護具(衣服)
例: 長袖, ポリエチレン防護服

ばく露限界値と推定値を対比させ
適正な取り扱い方法やルールを提示

④マネジメント ばく露限界値内措置と教育



⑤記録・保管

安全掲示板

RA記録を工事看板
に入れる
最低3年間保管

注意 基本は全体網羅

加えて当日新たに確認した
化学物質への対応も
忘れないで下さい

有害性が調べきれなかったら
使用禁止のルール化

法 施行会社と元請け業者の義務

1. 施工会社の義務

リスクアセスメント（ばく露量低減）の実施と記録保管は
原則として当該作業を施工する会社が“事業者”としての措置義務を負う

2. 元請業者の義務

◇労働安全衛生法第29条 元請は下請が法令に違反しないよう必要な指導義務

◇労働安全衛生法第30条 混在作業における労働災害防止のための統括管理義務
に基づく管理責任を負う



- 下請事業者だけではリスクアセスメントやリスク低減措置の実施等における決定等ができない場合
元請に対してリスクアセスメントの実施、低減措置を講ずるための指導等を行うことが求められる。
- 複数の事業者が混在作業を行う場合
作業を請け負った事業者は、作業の混在有無や、他の事業者が使用する化学物質の危険性/有害性を把握できません👉そのため、元請け業者が事前にリスクアセスメントを実施し、その結果を各事業者に通知することが必要です。

法（前ページを簡略化）



当社の実施内容 * 各社で変更可能

1. 施工会社の義務

施工する会社が“事業者”
としての措置義務を負う

2. 元請業者の義務

◇労働安全衛生法第29条

◇労働安全衛生法第30条

に基づく管理責任を負う



- 低減措置を講ずる指導等
- 混在作業を行う場合
元請け業者がRAを実施し、
各事業者に通知する

1. 施工会社の義務

塗装・防水などの化学物質溶剤を取り扱う場合は

- ①SDS入手し、RAを実施し記録を残すこと
- ②RAに基づく、保護具や排気装置を採用・使用すること
- ③RAの実施記録を工事看板に入れること
- ④最低3年間 RA実施記録を保管すること
- ⑤2024年4月から取り扱う店社ごとに化学物質管理者を選任
2024年4月から取り扱う店社ごとに保護具着用管理責任者
を選任 兼任OK

2. 当社の工事責任者のすること

- ①各現場にて化学物質を取り扱う施工業者に対し、化学物質管理者
と保護具着用管理責任者の選任報告をさせ」、表示すること
- ②施工業者が実施したRA結果と、講ずる措置を報告させ、その
内容を評価し、ばく露低減のための統括管理を行うこと
- ③施工業者がRA行う主体的能力がない場合、あるいは複数の
施工業者が混在して作業を行う場合は、当社の工事責任者が
「化学物質管理者」としてばく露防止の直接的な管理を行うこと
- ④上記を踏まえ元請けとしての当社の工事責任者は 化学物質管理者
講習を受講すること

化学物質管理者と保護具着用管理責任者の選任義務化 2024年4月1日～

1. 化学物質管理者の選任義務化

リスクアセスメント
をRAと称す

- (1) 選任対象 化学物質の製造 又は取り扱う事業場
* 就業人員規制なし、業種規制なし→全ての事業場が対象と判断
- (2) 選任要件 職務を担当するため必要な能力を有する者
➡化学物質管理者講習（次頁）受講修了者 * 講習受講 製造は必須 取扱は任意
➡取り扱い事業場の場合は RAの実施など安衛則第12条の5第1項各号に
定める業務の経験があるものでもよい
- (3) 職務 ①RAの実施 ②ばく露の低減処置、RA結果に基づく措置の実施
③作業とRA結果 記録の作成・保存・周知 ⑤教育 ⑥災害対応

2. 保護具着用管理責任者の選任義務化

- (1) 選任対象 RAに基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場
- (2) 選任要件 保護具に関する知識・経験を有する者
➡保護具着用管理責任者（次頁）受講修了者
➡または 特定化学物質、有機溶剤、鉛、四アルキル鉛の作業主任者講習終了者
第一種衛生管理者
- (3) 職務 保護具の ①ばく露限界値内となる銘柄の選択 ②適正使用 ③保守管理

危険源が都度違う業種編の
化学物質保有リストはありません

作成された会社は西尾労働基準協会まで
ご連絡願います

ご協力お願いいたします

終